

歴代三宝紀帝年攷

大内文雄

43 (大内)

歴代三宝紀の撰者費長房は、北周治下成都（四川）出身の還俗者であった。北周武帝の廢仏時に還俗した彼は、隋になって仏教が大々的に復興されるようになつても再出家をせず、遅くとも開皇四年（五八四）までには長安の大興善寺に居住して仏典の翻訳に携り、十二年以降には、新たに組織された訳経組織である翻経衆に所属してその学士となつたと思われる。そして十七年になつて、それまで続けてきた歴代三宝紀の編纂を打ち切り、時の皇帝文帝に上呈したものである。しかも彼は、「上開皇三宝錄表」（三寶紀卷十五所収）に「翻經學士臣成都費長房」と署名し、自らを臣と称しているように、隋朝の官としての意識を強く持つてい

た。従つて彼の著書歴代三宝紀には、彼のそうした環境を反映する内容が濃厚に盛りこまれてゐる。その端的な例は、前稿「歴代三宝紀の一研究」（仏教史学研究二五一二、以下前稿と略す）にも述べたような彼の紀年法である。それは中国の正統が南朝梁より北朝周に承け継がれ、周より隋に連続するという特異な論法の中に明確に表現されている。正朔は江南に在りとする五胡時代からの伝統に則りながらも、自らの出身母体であり、また隋の母体でもあつた北周を正統国家と見做すことを前提とする彼は、中国の正統が北朝に移る結節点を西魏による蜀地奪取と荊州の元帝政権の討滅の時に求めたのである。そのことを彼は三宝紀卷三・帝年下の序の中に、次のように明確に述べている。

至梁武帝中大通六年甲寅、是南魏永熙三年、武帝元脩西

遷長安、依周太祖宇文黑泰、齊太祖高歡別立清河王子元善見為主、北都于鄆、緣是復分為西東魏、梁孝元帝繼承聖四年乙亥、都在江陵、為西魏滅、自是南朝曆數北旋、

(四九・三五頁中)

こうした彼の論法は、三寶紀を構成する帝年・代錄・入藏目・總目序の四部の内、前二者によく窺われ、就中、帝年は彼の著述意図を最もよく反映していると言つてよい。

三寶紀の帝年については費長房自ら、卷十五・開皇三寶錄總目序に、「帝年とは張べて仏の在世の遐邇を知らしむ」と言う。一方、帝年卷上の序を見ると、そこには帝年の構成について次のように記している。

今先上編甲子、紜絡古今、下續帝年、綱紀時代(四九、
二三頁上)

またその目的とする所も、右に続けて次のように言う。

庶禪讓霸主若鏡目前、遷革市朝如鑒掌内、然後、考諸君王沢被、撫運適時、仏法化流、應機濟物、

ここに著者自ら言うように、帝年は、先ず上に干支を記し、次にそれに応じた帝王及びその年次を記し、最後に諸々の記録すべき事件を簡潔に記す。こうして帝年は、費長房が釈迦降誕の年と考える周・莊王十年甲午より、隋・文帝開皇十七年丁巳の年までの一千二百八十余年を範囲とす

る長大な年表となつてゐる。甲子を記される王朝は、もとより中国の主權者であり、正統國家と見做される。帝年はこのように、中国を主体として書かれた仏教史年表である。

その全体は上・中(三寶紀では「次」と表記する)・下の三

卷より成り、上卷は周・秦、中卷は前漢・新・後漢、下卷は魏晋南北朝及び隋を記録する。中でも仏教が中国に定着し、拡大発展を遂げた魏晋南北朝を範囲とする下卷は、それまでの上・中卷と比較し、記録すべき事柄が増え、また政治史的複雑さに比例して構成もその度合いを増し、多い時には上下六段にもわたつてゐる。費長房の紀年法の特色も、前稿に述べたように、この下卷によく窺うことができるのである。

また帝年に続く代錄九卷は、後漢以降の各代にわたる仏典翻訳を主体とした編年史的性質を有し、量的にはもとより、その記事内容の豊富さの上からも、三寶紀全十五卷の中で中心的位置を占める部分である。当然の事ながら著者は、この帝年と代錄との間に相互補完的な関係を持たせることを意図したものと思われる。しかし訳經の歴史が後漢に始まる以上、帝年が代錄に対応し得る所は、記事内容の多寡を無視すれば、全三卷の内の半ばに過ぎない。従つて帝年には、代錄に關わる相互補完的価値に止まらず、三寶

紀の他の部分に見られない、言わば帝年独自の存在意義があつたものと考えてよいであろう。ところで参考までに述べると、隋書經籍志の第三・子部に、

歴代三宝記三卷 費長房撰

と見え、旧唐書・新唐書も同様である。これによれば、隋書が編纂された初唐の頃、三巻本の三宝紀が知られていたことになり、言わば帝年三巻が三宝紀として流布していた可能性を示唆している。

さて帝年は、その内容から考えて大きく二つに分けられる。一つは代録に対応する訳經関係記事とその他の仏教史に関するもの、今一つは中国史上の著名な事件についての記事である。そこで本稿では、主に後者の記述内容に注目して、費長房の帝年作成の目的とするところを探り、併せて、帝年が依拠した典籍の一端をも見て行きたいと思う。

二

帝年卷上では、孔子の生涯と秦の統一に至るまでの動向が他に較べて多く記されている。孔子については、周の靈王二十一年（前五五二）の条に、

十一月庚子、孔子生於魯、是襄公二十二年、

とあるのより始まり、孔子が歿した敬王四十一年（前四七九）までの七十三年間を、主に史記の孔子世家及び十二諸侯年表に依って記している。但し先に挙げた孔子の生年に関する記述は三宝紀に独自のものがある。生年を魯の襄公二十二年とするのは史記にもとづいた結果であるが、史記には生月を記さない。それを十一月庚子と記すのは春秋公羊伝である。しかも公羊伝では生年を襄公二十一年とするのであるから、三宝紀は史記と春秋公羊伝との両者の記録を折衷したものと思われる。

次に秦については、やはり史記の秦始皇本紀及び六国年表にもとづいている。しかしここでも三宝紀は、史記そのままの年表を作ろうとしていない。六国年表は、秦が共に周を戴く他の六国を、どのような経緯をたどって打ち倒して天下を我が物としていったかを、八段或いは七段の表にして示したものである。その主人公は秦であるけれども、表の最上段は初めは周、次いで秦となっている。六国年表で秦が最上段に登場する節目は、始皇帝の元年、前二四六年である。これに対し三宝紀は、史記のように数段の表にすることをせず、単に周より秦に連続させている。またその接点は、始皇帝元年ではなく、史記六国年表に言う「西周を取」った年、即ち周赧王歿時の翌年、前二五五年とし、そ

れを次のように記す。

秦

午丙 昭襄王勤元（年）

廢周赧王為庶人、从入涅槃來三百五十六年

帝年の上巻では、またこれより先、赧王七年（前308）の条に「秦の昭襄王立つ」との記事があるが、これなどは右の伏線となっていると考えてよい。

右に掲げた三宝紀帝年の記事は、言い換えれば次のようになろう。秦の主権は周の赧王が庶人におとされた翌年の前二五五年、即ち昭襄王の五十二年に確立され、秦はその年に周を継いだのであって、この年こそ秦帝国の元年とすべきである。その後は対立する六国を併呑するばかりであり、始皇帝は先代の遺業を継承し、結果として皇帝を称したに過ぎず、従って始皇帝元年は、そのまま秦帝国の元年とは考えられない。もとより史記六国年表も前二五五年以降の周の段を空欄とする。それは秦が当時の中国の実力者であり、且つ主権者となりつつある姿を示そうとしたものである。三宝紀帝年はこの史記六国年表の歴史記述に従いながらも、なおそれに嫌ららず、前二五五年が区切りの年であることをはつきりとさせるために、昭襄王五十二年をその元年としたのである。言わば史記の上になお一步を踏

み出す考え方を示そうとしたものと言つてよい。

このような帝年上と同様の筆法は帝年巻中及び下にも見ることができる。巻中には前漢と後漢との間に王莽の新を明記し、巻下には東晋安帝の元興年間（四〇二～四）に桓玄の楚国の年号を記しているなどがその例である。ここでは桓玄の東晋篡奪を記録する部分について述べてみたい。

東晋の末期、安帝の時代には隆安・元興・義熙の年号が立てられた。隆安二年（三九八）以降の建康の朝廷に專権を振った司馬元顯が、元興元年（四〇二）三月に敗死すると、東晋は桓玄の支配下に置かれ、元興が隆安の年号にもどされたのも束の間、その翌日には大亨と改元された。その翌年、桓玄による大亨の二年、即ち安帝の元興二年十二月に、桓玄は東晋を奪つて國を楚と号し、大亨を永始と改めた。

こうして桓玄の晉室篡奪の野望は達成されたが、彼の楚国は、建国とは名ばかりの一朝の露にも似た儂い運命であったと言つてよい。この桓玄の改元について、胡三省は資治通鑑卷百十二・安帝元興元年正月の項の中で次のように言つてゐる。

是年三月、元顯敗、復隆安年号、桓玄尋改曰大亨、玄篡、

又改曰永始、元興之元改於是年正月、通鑑自是迄義熙初元、皆不改元興之元、不与桓玄之篡、撥亂世返之正也、
また初唐に編纂された晋書の記述を見ても、桓玄伝の評語に、

若桓玄之玄麿、豈足數哉、適所以干紀亂常、傾宗絕嗣、
肇金行之禍難、成宋氏之驅除者乎、

とあるように、桓玄の行為は当然に認容されるものとされていない。これ等後世の記録に対し、三宝紀ではその帝年卷下に次のように記す。

巳乙 義 熙 元	（隆安）五 改元元興	……四〇一年	……四〇二年	……四〇三年	……四〇四年	……四〇五年
		桓 玄 築				
辰甲 卯癸 壬壬 丑辛	大 亨 元	桓 玄 築	……四〇二年	……四〇三年	……四〇四年	……四〇五年

歴史事実としての元興への改元は、先にも述べたように四〇二年であり、また桓玄の晋室篡奪はその翌年四〇三年であるから、三宝紀の夾注はそれぞれ一行ずつ左に移すべきである。恐らく誤植にものづく誤りであろうと思われる。このような訛誤が見出されるにも拘らず、右の記録はなお注目すべき価値を失っていない。帝年下のこの項は、姚秦・北魏・北涼・西秦の年表が加わり、東晋を最上段にして

上下五段にわたる複雑なものとなっている。また帝年の最上段に位置する王朝は、費長房が中国の正統と認めたものである。従ってこのように正統王朝と見做された東晋の元号の中に、認められる筈もない桓玄の年号を記載していることは、とりもなおさず費長房の意図が、東晋安帝時代における桓玄の実質支配を認める方向にあつたことを示していると言つてよい。^③

右に述べて来た秦の昭襄王、新の王莽、東晋の桓玄に共通するものは、歴史上、それぞれの時代において実質的な支配者であり得たという点である。言わば、費長房の歴史記述の特色は、これ等歴史上の実質支配者の尊重という所に見出されると言つてよい。この歴史記述法の特色についての今一つの例に、三国魏の文帝についての記載がある。魏の文帝曹丕は、父曹操が蓄えた実権を継ぎ、周到に準備された禅讓革命の路線に沿つて漢を奪い、魏の皇帝に即いたが、その曹丕の誕生を三宝紀は、帝年卷中の後漢靈帝中平四年（一八七）の項に

魏の文帝生る
と記している。三宝紀において創業の君主の誕生を記すこととは、隋の文帝に対しても行っておらず、これが唯一のものである。またこれは、帝年卷上の周・赧王七年の条に見

える

(大内)

秦の昭襄王立つ

との記事と軌を一にするものと見て差し支えない。歴史は、既に周の末期に次代秦を切り拓く人物を生み出したことと同様、後漢の命脈が衰えた時に、既に次の新時代、即ち魏を築くべき芽を萌え出さしめたことを示そうとしたものである。

次に、右に述べたような歴史記述の意図を補強すると考えられるものに、戸口数を示す記事がある。先ず帝年卷中の後漢光武帝中元二年(五七)の条には次のように見える。

是歲取天下民戶凡四百二十七万九千六百四十四、民口二

千一百万七千八百二十、
これは後漢書郡国志に引く帝王世紀の記録にもとづいてい

ると思われる。

次いで帝年卷下には吳・孫皓の天紀四年(二八〇)西晋武帝太康元年の条と、隋・文帝開皇九年(五八九)の条に記されている。前者は次のような記事である。

三月、為晉將王濬所滅、入雒封皓為帰命侯、合五十八年、

凡獲四州・四十三郡・三百一十三縣、五十二萬戸・三百四十四万口、兵士二十三万・吏三万二千、後宮嬪女五千人尽以賜將士、

これは三国志呉志卷三・孫皓伝の天紀四年三月壬申の条に引く晉陽秋の記録によつて書かれている。

ところでこのように数字の羅列に過ぎぬように見える記事の中にも、引用者費長房の意図を窺い知ることができる。

その意図とは、晋朝による江南平定とそれに伴う天下統一を示すことである。そもそも費長房の歴史意識の中には、共に中国の正統と認める魏及び晋との間に、自ずから尊卑の別が生じていたようであり、そのことは三宝紀卷五の魏

吳錄の序、及び卷六・七の西晋錄・東晋錄のそれぞれの序の中に明らかである。魏については先に述べたように、帝年に文帝曹丕の誕生を殊更に記し、また代錄の中にも漢の禅りを受けた王朝であることを示していながら、しかもなおその書き振りは如何にも素氣ない。これに反し、晋については両者とも、受禅乃至南遷に関する予言を記して称揚している。晋を魏に較べて高く評価するその根拠は、江南に拠る吳の平定と、天下の再統一にあり、それは西晋錄の序に言う、

至晋泰康肇元庚子歲首、於是九州還一統矣、

の文の中によく窺うことができよう。つまり彼は魏が漢正朔を受け、よく蜀を併せながらも、遂に吳を滅ぼして天下に君臨し得なかつた点に、晋との相違を考えたものと思

われる。費長房においては、漢以後の分裂状態を再び統一

為大隋晋王所滅、自是九州復一統矣。

した晋にこそ最大の称讃が与えられねばならなかつたのである。それはまた帝年卷下の後者の記事、即ち隋・開皇九年の次の一文にもこめられていると見るべきであろう。

命上柱国晋王為元帥、統八十總官、水陸並駆、平蕩江左、
応時生擒偽陳叔宝、悉獲某州四十、郡一百、縣四百萬、
戸五十万、口二百万窮子、

但し右の記事は、大正大藏經が底本としている高麗本にはなく、宋・元・明の三本にあることから、聊かの疑念が存するものの、記事自体は北史卷十一隋紀上・開皇九年正月の、

合州四十、郡一百、縣四百、戸五十万、口二百万、

という記録に一致している。^⑦三宝紀には後世の加筆と思われる個所も間々存するが、開皇九年の右の一文はあながちそうとばかりは思われない。その理由として、先にも述べたように、光武帝による漢再興、また西晋武帝による中国再統一を、全国の戸口数、或いは統一をもたらした占領地域の戸口数を記すことによつて強調している点が挙げられる。開皇九年のこの一条が費長房によつて書かれたものと考えれば、それは下段の陳の項、至徳六年(五八八)^⑧の条に記される

の文に對応することとなる。言わば彼が周・莊王以来、仏教と共にあると考へる中国王朝の永い変転は、この二つの文の中に集約されていると言えよう。

このように費長房は天下に君臨した隋を正統化し称揚するため、秦・新・魏に見られるような実權による支配を重視し、また統一の実勢を戸口数の提示によって具体的に示したのである。ところで帝年には直接に時の皇帝である隋の文帝を云々するものはない。文帝讚歎の記事は、三宝紀卷七・大隋錄や卷十五「上開皇三宝錄表」等に譲つた恰好となつてゐる。しかしながらなお帝年には、仏教界の大壇越を間接的に称揚する記事が散在する。その一端を紹介すれば、一つには宝鼎に関するもの、二つには南朝伝來の由緒ある仏像に関するものである。

王權の象徴である夏の禹王鑄造と伝える宝鼎について三宝紀帝年は、先ずその上巻の周・威烈王二十二年(前四〇四)の条に、「九鼎震う」と記す。これは史記・六国年表の威烈王二十三年にある記録に依りながら、一年を誤つたものと思われる。^⑨史記卷四・周本紀の威烈王二十三年の項を見ると、同様に「九鼎震う」と記した後、「韓・魏・趙に命じて諸侯と為す」とあり、晋がこの三国に分割された

ことを言う。これは資治通鑑がこの年より書き始められているように、周室の権威の衰えを端的に示す事件として古來著名であり、周の九鼎が自ずから揺れ動いたのは、周室の命脈の行末を示したものとされる。史記の周本紀を見るに、後にこの九鼎の宝器は、赧王の五十九年（前二五六）王の歿後に秦に奪い取られたと記し、秦本紀では翌年に当る昭襄王の五十二年（前二五五）のこととなっているが、いずれにしてもこれ等は決定的な周の衰亡を意味している。帝年にはこの事について何も記さない。但し、先にも述べたように秦の昭襄王五十二年を殊更に昭襄王の元年とし、この年をもって中国の主権は周より秦に代ったとしていた。

言わば三宝紀帝年は、周鼎の秦への移行を記さぬ代りに、その年をもって秦の元年としたのである。つまり費長房にとって秦の実権は認めざるを得なかつたものの、周鼎の秦への移行を認めるることはできなかつたと思われ、このことは帝年卷上・始皇帝の二十八年（前二一九）に、史記卷六・秦始皇本紀に拠つて次のように記すことより知り得る。

使千人没泗水求周鼎、不得、

また帝年卷中・前漢武帝の元鼎元年（前一一六）の条には、

荀悅・前漢紀卷十三の記事にもとづいて、

六月、汾陰得宝鼎水中、鼎大八尺一寸、高三尺六寸、故

改元云、

と記した後、秦と漢とのこの両者の記録に対し、費長房は次のような評語を付している。

昔、秦遣人入水求鼎不得、漢乃自出、可謂神物有應則彰、無感則隱、豈人求哉、

王権の象徴である宝鼎は、応感あつてこそ自ずから出現するものであり、それは人事の外にあると言う。費長房も當時の歴史の通念にもとづき、始皇帝に對し武帝を有徳の君主とするようである。そして彼の時代である隋に對しては、三宝紀卷十五・開皇三寶錄總目序において簡潔に次のように述べる。

昔姬潛之鼎出現、彰漢室之將隆、近周毀之法重興、顯大隋之永泰、（㊁四九・一二二頁上）

ここに至つて彼は、周鼎に置き代えて仏法を持ち出す。北周武帝によって毀滅され隠没することとなつた仏法が、隋國建設の前後に再び世に現われたことは、恰も、始皇帝が求めようとして求め得なかつた周鼎が、武帝の時に自ずから出現したことと軌を一にするものであり、武帝の時に漢が隆盛を誇つたように、文帝の時に仏法が再興されたことによつて、隋もまた中国の主権者たり続けるであろうと言ふのである。動乱の世を統一し得た晋に對置することによ

つて隋を称揚する費長房は、このように古の大帝国漢の英明なる君主武帝を文帝に対比することによって、国家の安寧を約束する仏教を誇示しようとしていると言つてよい。ところで帝年卷下には、江南の地に現われた仏像に関する奇瑞について、西晋に一件、東晋に三件の記録がある。いずれも梁高僧伝にもとづいて書かれていると思われる。この東晋の三件のうち二件は揚州長干寺に安置されてあつた阿育王の第四女が作つたと伝える金像一具の来歴を記すもので、帝年の他の文章に較べ、非常な長文となつてゐる。費長房はこの仏像のことを成帝咸和四年(三二九)と元帝咸安元年(三七一)の条に記し、前者の記事の末尾に次のように言う。

開皇九年、平陳、此像今在京大興善寺、
また東晋の項に記された他の一件についても、安帝義熙一年(四〇六)の条に、

師子国遣沙門曇摩來獻白玉像、高四尺二寸、此像今來在興善寺、

と述べている。このように彼は、東晋の時代より南朝を通じて連綿と伝えられてきたこれ等の仏像が、開皇九年の中國統一を境にして、自らが居住する長安大興善寺に安置されることとなつた経緯を紹介する。帝年が年表である以上、

そこに書かれる条文は簡潔を旨とすべきであり、確かに他の大多数はそのように書かれている。しかし、この東晋の時代に発見された阿育王第四女造と伝えられる仏像に関しては、異例に長文のものとなつてゐる。それは、彼がつねに聞きもし、また現実に礼拝の対象としたであろう仏像が、晋・南朝伝來の宝器であることを伝えようとしているからに他ならない。このように彼の帝年作成の意図、ひいては三宝紀編纂の目的は、全て自國隋の正統性と仏教の大檀越である皇帝文帝を称揚することによつて仏教を護持しようとする所にあると言つてよい。これ等仏像の由来を言ふ記録もその枠外に出るものではないが、なおそこには、嘗て正朔が存したと考る晋及び宋・齊・梁の江南諸王朝を高く評価する意識が籠められていると見ることができよう。

三

費長房が三宝紀帝年を作成する上に利用したと思われる書籍の名は、これまでにもいくつか述べてきたが、ここでそれらをまとめ、更に、彼が帝年の中で言及する書名について考えてみたい。

帝年の卷上及び中においては、既に述べたように史記・

漢書の他に、荀悅の前漢紀や袁宏の後漢紀なども使用されていると思われる。漢書と前漢紀については帝年卷中の後漢・章帝建初四年(七九)と靈帝建安十年(二〇五)の条にそれぞれ次のように記す。

○永平初、通議郎班固作漢書訖、此年始就、凡二十余載、
○詔遣荀悅撰漢紀

これに反し、後漢紀・後漢書に関しては何等言う所がない。しかし後漢紀が後漢一代の編年史として非常に価値の高いものであることは言うを俟たず、また帝年の記録の殆どは後漢紀のそれと一致している。帝年には後漢紀が利用されていると考えてほぼ間違いないであろう。范曄撰の後漢書についてもその記録はおおむね一致するものの、なお聊かの疑念が存する。例えば安帝永寧元年(一二〇)の条に記す、

四月、帝詔謁者僕射劉珍作建武已來名臣伝、

というもののなどは、後漢紀ではなく、後漢書卷百十・文苑

伝の劉珍伝に見えるものである。しかし後漢書には永寧元年とだけ言い、四月とまでは書かれていない。こういった相違は他にも屢々見られ、帝年の後漢書使用に関しても連断できない要素が多いと言わざるを得ない。

これ等の史籍は隋書經籍志の分類にいう正史・古史の類

に当るが、なおこの他に帝年では魏書が利用されている。

引用されているのは言うまでもなく积老志の部分であり、帝年卷下の都合三ヶ所に「見魏史」或いは「魏志云」として引かれ、その他にもなお、魏書の名を示さずに引用している所がある。¹⁵⁾しかしここでも三宝紀帝年は积老志本文とその年次に相違を来している。例えば北魏孝文帝承明元年(四七六)の条に、

北台有百余寺、僧尼二千余人、四方諸寺六千四百七十
八、僧尼七万七千二百五十人、見魏史、

とあるものは、积老志と対照してみると、数値はおおむね正確に引かれてあるものの、年次に一年のずれがあり、积老志では太和元年(四七七)の項に記録されている。これが単なる誤写によるものでないことは、宣武帝延昌二年(五一二)の条の次の記事に明らかであろう。

魏史云、此年、撮天下僧尼寺、積有一万三千七百二十七所、去承明來始三十余年、

しかも积老志を見れば、そこにはただ「延昌中」と言うのみで、はつきりした年次を示さない。費長房が何に依つて承明元年とし延昌二年としたのか不明である。

帝年にはこの他、隋書經籍志の雜伝類に属する梁・慧皎の高僧伝やまた漢武帝内伝¹⁶⁾、地理類に属する外國伝などが

利用されている。しかし最も注目されるものは、經籍志の分類に言う雜史類に属するものであろう。帝年卷中の後漢明帝永平十一年(六八)の条に次のように言う。

陶隱居年歷云帝夢金人遣使、是此年、与諸家小異、拠終亦不爽、

ここに言う陶隱居年歷は、三寶紀卷十五・開皇三寶錄總目序にも次のように見えていいる。

今之所撰集、略准三書、以為指南、顯茲三寶、……其外傍採隱居歷年・國志・典墳・增祐集記・諸史伝等僅數十家、(㊁一二〇頁下)

このように「年歷」或いは「歷年」と呼ばれている陶弘景撰述の書物は、くわしくは帝王年曆と言う。これは隋書に著録されず、旧唐書經籍志の史部・雜史類に、

帝王年曆五卷 陶弘景撰

と記録され、新唐書も同様である。また南史卷七十六・隱逸伝にも「帝代年曆」の名で見えるが、最も基本的な史料

は、陶弘景生前の記録とされる梁・陶翊が撰した華陽隱居先生本起錄(雲笈七籤卷一〇七所収)に記す次の文であろう。

帝王年曆五卷、起三皇至汲冢竹書為正、檢五十家書曆異同、共撰之也、

しかしここでは帝王年曆がどのようにして撰述されたかを

述べるに止まり、その内容にまでは言及せず、ただ「三皇

より汲冢竹書に至るまでを正と為す」と言うに過ぎない。

そこで帝王年曆の内容を知る上で参考になるものに、唐・

法琳の破邪論及び弁正論がある。破邪論卷下に次のように言う。

○史記・竹書及陶公年紀等皆云、秦無曆數、周世陪臣、故隱居列之在諸侯之下、(㊁五二・四八三頁中)

○隱居年紀云、夏禹治五年、羿篡十五年、浞篡十二年、畢十一年、夏癸五十二年、(同右)

年紀とは年曆のことであろう。これらによれば帝王年曆は、例えは戦国の諸侯を年表形式に列挙し、またそれぞれの王の在位年数を書き加えていたものようである。更に破邪論卷下には次のような記事も見ることができる。

○世紀・陶公並云、秦是篡君、不依德政、(㊁五二・四八三頁下~四八四頁上)

○隱居云、自魏黃初元年、至蕭齊之末、凡二百八十歲、(㊁五二・四八四頁上)

右によれば、帝王年曆は秦の天下統一をも記録しており、單に竹書紀年時代までに止るものでないことが明らかである。更に、先に述べた三寶紀帝年の記事と右の破邪論の記事から考えて、帝王年曆は後漢より魏を経て蕭齊代に至

るまでを記録していたことを知ることができる。右の破邪論に見える世紀とは、隋書経籍志史部雜史類に記す晋・皇甫謐撰・帝王世紀十卷のことである。その内容は経籍志に「三皇起り漢・魏に尽る」と記され、また構成についても、例えは唐・智昇の統集古今仏道論衡に

案帝王世紀云、周昭王即位五十一年崩、周穆王即位五十五年崩、周恭王即位十二年崩、懿王二十五年崩、（㊂五二・三九八頁中）

と言うように、帝王年曆のそれに類似していたものと思われる。また帝王世紀は、法琳や智昇の例に見るよう、隋唐代の護法家によく利用されている。三宝紀には帝王世紀について何等記す所がないが、帝王年曆を引用していることから考えても、帝王世紀を利用した可能性は捨て切れない。従つて先に紹介した後漢光武帝中元二年（五七）の条の全国の戸口数を示す記事は、後漢書からではなく、却つて帝王世紀そのものから引用してきたとも言い得よう。しかしこれはあくまでも推測の域を出ない。

ところでこれ等隋書経籍志の雜史類に属する史書の中に、三宝紀帝年の作成上、最も影響を与えたと思われるものがある。姚恭の撰になる年曆帝紀四十卷⁽¹⁵⁾である。法琳撰弁正論卷五・仏道先後篇に次のように言う。

隋世有姚長謙名泰、齊為渡遼將軍、在隋為修曆博士、學該内外、善窮算術今太史承旨丞仁均受業師、以春秋所紀、不過七十余國、丘明為伝、但叙二百余年、至如世系・世本、尤失根緒、帝王世紀又甚荒蕪、後生学者弥以多惑、開皇五年乙巳之歲、与国子祭酒開國公何妥等、被召修曆、其所推勘三十餘人、並是當世杞梓、備諳經籍者、拠三統曆、編其年号、上拒運開、下終魏靜、首統甲子、傍陳諸國、爰引……數十部書、以次編之、合四十卷、名為年曆帝紀、頗有備悉……積有一十四万三千七百八十年矣、（㊂五二・五二一頁下）

史記や魏・魚豢の典略、また帝王世紀や陶弘景の帝王年曆等、古今の典籍數十部を参照しながら編纂された年曆帝紀四十卷は、「首めに甲子を統べ、傍らに諸国を陳べる」一体裁を持っていたと伝える。これは三宝紀帝年上の序に言う、今先上編甲子、紜絡古今、下續帝年、綱紀時代、と同様である。従つて年曆帝紀は、三宝紀帝年と同様に、年表形式のものであつたことが推測される。費長房は遅くとも開皇四年（五八四）には長安に召し出され、以後十七年（五九七）までの十余年間に亘つて三宝紀の編纂を続けていた。その間、長安に入つてまだ間もない開皇五年になるや、年曆帝紀という四十卷にも上る大部な書が出現した。しかもこれは当時の著名な暦学者の総力を挙げ、恐らくは隋朝

創業期の国威発揚の意図をもこめて編纂されたものであろう。費長房にとつて大きな刺激となつたであろうし、まして同じく弁正論に、

長謙記云、仏是昭王二十六年甲寅歲生、穆王五十三年壬申之歲仏始滅度、至昭皇五年、得一
五百七十六載矣（㊁五二・五一頁下）

とあるように、年曆帝紀の中に仏教に関する記録が含まれてあつたとすれば、費長房の三宝紀編纂への意欲はいやが上にも高まつたものと思われる。

四

先にも述べたように、帝年に見える引用文には、それぞれの原典と思われるものに較べてみる時、記事内容に合致しないものが多い。また帝年の作成意図とどの様な関わりがあるのか明確に把握し難い個所も見ることができる。そしてこれ等の典拠不明、或いは引用意図の詳かでない記事の存在は、却つてそこに帝年に先行する史籍、就中、陶弘景の帝王年曆に類する一連の史書の存在を予測させるものがあると思われる。その中で帝年の典拠として可能性のあるものが、即ち皇甫謐の帝王世紀と姚恭の年曆帝紀である。特に年曆帝紀は、費長房と同時代に編纂された大部の年表形式の史書であつたと思われるだけに、より可能性が

高くなる。しかし姚恭その人については、右に引いた弁正論以上には知ることができない。年曆帝紀そのものについても同様である。ただ、姚恭が北斉系の人物であること、また年曆帝紀には、弁正論に言うように、仏誕生時について費長房とは見解を異にする部分があつたこと、等を勘案すれば、北周系の人物である費長房が、年曆帝紀に対抗して独自の見解を表現すべく三宝紀帝年を作つたということも充分に考えられよう。

隋朝創業期の国家事業たる仏典翻訳の任務を遂行しつつある彼にとって、仏誕生以来の中国の正しい仏教史を、在野の人々に知らしめることは、自分にこそ課せられた任務と考えられた。そしてその根本となる理念は「上開皇三宝錄表」（歴代三宝紀卷十五）に記す次の文に明らかである。

仏以正法付嘱國王、是知教興寄在帝王（㊁四九・一二〇頁上）
この根本理念を歴代帝王の事蹟を紹介する中に盛り込み、それ等が全て隋朝とその皇帝たる文帝に収斂されるべく帝年は作成されたと言つてよい。その事は開皇三宝錄総目序に

仏日再照、起自大興之初、經論冥歸、發乎開皇之始、事扶理契、合此會昌、（㊁四九・一二一頁上）
と記す中に、よく表現されている。王統の象徴たる周鼎を

仏教に置き換える彼の論法も、そのまま王法と仏法とが相互補完の関係にあることを示すものであり、それがとりもなおさず、帝年の撰述意図ともなっていると思われる。

註

① 宋・元・明の三本では、「大亨元」が「(元興)二(年)」となつており、また夾注の「桓玄篡」も「十二月、桓玄篡帝位、改建始元(年)」となつてゐる。建始は永始の誤りであるが、記事としてはこの方が正確であり、詳しいものとなつてゐる。

② 甲辰の年、即ち四〇四年に太和と改元したことについては不詳。

③ 但し、桓玄の実勢を認めたものではあつても、それはあくまでも東晉を主流に置いた上での記述であることは言うまでない。この事は、帝年卷下の序、及び三宝紀卷七・東晉錄の序の中に一度として桓玄について記していないことからも明らかであろう。

④ 帝王世紀曰、……至光武中興、百姓虛耗、十有二存、中元二年、民戶四百二十七万千六百三十四、口三千一百萬七千八百二十人、

通典卷七・食貨七には「戶四百二十七万六百三十四、口二千一百萬七千八百二十」とあり、三寶紀帝年の數値とは帝王世紀・通典共に相違がある。但し、帝年に言ふ戸数の「九

千」は誤りであろう。

⑤ 晉陽秋曰、(王) 潛収其図籍、領州四・郡四十三・縣三百一十三、戸五十二万三千、吏三万二千、兵二十三万、男女口二百三十万、米穀二百八十万斛、舟船五千余艘、後宮五千余人、

また晋書卷三・武帝紀にも右と同様の文脈で記されている。更に晋書卷十四・地理志上には、

其戸五十二万三千、男女口二百四十万、

とあり、通典卷七・食貨七には、

晋武帝太康元年、平吳、収其図籍、戸五十三万、吏三万二千、兵二十三万、男女口二百三十万、後宮五千余人、九州攸同、大抵編戸二百四十五万九千八百四口、千六百一十六万三千八百六十三、此晋之極盛也。

とある。なお、帝年の記事冒頭の「三月」は宋・元・明の三本にあるものである。また「合五十八年」は「合五十九年」が正しい。三寶紀卷五・魏吳錄の序では吳の年数について正しく「四主五十九年」(㊅四九・五六頁上)と言つてゐる。

⑥ 三寶紀卷六・西晋錄の序に次のように言ふ。
自後漢永安二十四年、至晋泰康肇元庚子歲首、於是九州還一統矣、又吳黃武初、陸續有言、曰、從今已後更六十年、天下車同軌書同文、至是果如續言、(㊅四九・六一頁中)
また三寶紀卷七・東晋錄の序には、東晉建設に関する幾つかの予言を記すが、その一つは次のようなものである。

建武年、因都建業、避愍帝諱、改為建康、先太康二年、吳

旧將管恭作乱、于時建業伍振筮之曰、恭已滅矣、然更三十年、楊州當有天子、至是果如其言、（同右、六八頁中）

費長房はこれ等を紹介した後、更に次のように述べている。

將知受命、上感天靈、欲跨輿圖、下資地勢、地負其勢、始

皇鑿之弗亡、天降其靈、劉曜殲而莫尽、

このように、西晋・東晋に対しても言葉を尽して称讃していると言つてよい。これに反し、魏に対してはただ曹丕文帝の誕生説話を紹介するに過ぎず、三宝紀卷五・魏呂録の序の全体から考へても、魏そのものについての説明は量的にも少い。

⑦ また隋書卷二十九・地理志上に

逮于陳氏、土宇弥蹙、西亡蜀、漢、北喪淮・肥、威力所加、不出荆揚之域、州有四十二・郡一百九・縣四百三十

八、戶六十万、

とあり、同じく隋書卷二・文帝紀にも

陳國平、合州三十・郡一百・縣四百、

とあるが、右の二つはいずれも口数、或いは戸口数を言わな

い。

⑧ 前稿「歴代三宝紀の一研究」註^⑯参照。

⑨ 至徳に六年ではなく、四年までである。至徳六年は禎明二年に当る。

⑩ 参考までに述べると、南宋・江少虞撰皇朝類苑卷二十・九

鼎の項にも「周威烈王二十二年、九鼎震」と記している。

⑪ 前漢の武帝についての記事は、帝年に記される他の皇帝の

ものに比較して相当に多いと言うことができる。また後漢の光武帝に対しても、前漢武帝と同様に醴泉の湧出等の奇瑞を述べる。これ等に対し後漢の明帝については、永平七年（六四）の条に有名な感夢求法説を紹介し、十年の迦葉摩騰の来華を述べる程度に終り、後漢書の明帝紀・永平六年の条に宝鼎出現の記録があるにも拘らず、何等記す所がない。費長房にとては、前漢武帝と後漢光武帝に関して必要な事跡を述べればそれでよく、その他の同類の記事にはさほどに必要性を考えなかつたのであろう。

⑫ 梁高僧伝卷十三・慧達伝に見える。但し、梁高僧伝とは本文の内容に相違する所がある。例えは阿育王の第四女が造ったことを言う梵書の所在について、梁高僧伝では金像そのものにあつたとするのに対し、帝年では後に発見された銅蓮華趺にあつたとする。更にこの伝説は法苑珠林卷十三にも引用されているが、そこにも三宝紀帝年・梁高僧伝とは異なる文面を見ることができる。

⑬ 梁高僧伝慧達伝では、ただ「咸和中」と言うのみであり、四年とは明記していない。これもまた註^⑯に述べた梁高僧伝との相違の一つである。費長房が利用した典籍が梁高僧伝でない可能性も生ずるが、今は不明とせざるを得ない。

⑭ 梁高僧伝卷十三・慧力伝。但し、ここでも梁高僧伝では、

単に「義熙中」とあるのみである。

⑮ 帝年中の前漢・武帝元狩二年（前一二一）の条に記す匈奴休屠王の祭天の金人を霍去病が捕獲したことを語る一文。

- ^⑯ 帝年中の武帝元封元年・三年・四年・太初元年・太始四年
・征和四年の各項に、漢武帝内伝にもとづいて、年次を順序
立てて記している。
- ^⑰ 隋書経籍志史部地理類に「大隋翻經婆羅門法師外國伝五
卷」がある。帝年卷中・前漢武帝元光六年の条に引かれた文
の内容は、高僧法顯伝(㊂五一所収)に言う兜率天の弥勒を
模して作った菩薩像の伝説と類似する。
- ^⑱ 但し、華陽隱居先生本起録の「起三皇至汲冢竹書為正」と

いう記録から考へれば、帝王年曆が戰国時代までにその主眼
を置いて書かれたものであることは明らかのように思われる。
弁正論や破邪論に引用されている文章がそれを裏づけている。
^⑲ 隋書経籍志史部雜史類には「年曆帝紀三十卷姚恭撰」とあ
る。また旧唐書経籍志・新唐書芸文志は共に二十六卷として
いる。

(本学講師 東洋史学)